

1964年6月27日(第14日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時25分 ~ 午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである.

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 天久家太郎 | 2番 | 北新定亮 | 3番 | 天久盛雄 |
| 4番 | 安次富盛信 | 6番 | 仲安里春 | 7番 | 天久正盛 |
| 8番 | 石田英正 | 9番 | 伊安里安 | 10番 | 又吉正盛 |
| 12番 | 大川昇 | 13番 | 伊佐真得 | 15番 | 又官武 |
| 17番 | 伊佐貞壽 | 18番 | 中里幸助 | 19番 | 天久島行 |
| 20番 | 仲村盛光 | 21番 | 古波直次郎 | | |

3. 不応招議員は次のとおりである.

- | | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|------|
| 5番 | 石川真六 | 11番 | 石川紫 | 14番 | 仲村喜永 |
|----|------|-----|-----|-----|------|

4. 出席議員は次のとおりである.

応招議員と同じである

5. 欠席議員は次のとおりである.

不応招議員と同じである.

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである.

- | | | | | | |
|------|--------|------|---------|------|--------|
| 市長 | 仲村 春 勝 | 助役 | 具 屋 真 徳 | 収入役 | 沢 し 安 |
| 総務課長 | 松川 正 誠 | 住民課長 | 仲村 春 信 | 民生課長 | 当山 全 喜 |
| 財政課長 | 奥里 将 俊 | 経済課長 | 伊佐 友 誠 | 建設課長 | 島袋 昌 兼 |
| 水道課長 | 國吉 真 義 | 消防団長 | 大城 仁 幸 | | |

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅・島袋 真由・知念 馨光

8. 議事日程は次のとおりである.

日程第20. 諮問第4号. 宜野湾市納税奨励金交付規程について

1964年6月27日(第14日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時25分 ~ 午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	6番	仲村春果	7番	天久正康
8番	石田英正	9番	安里安明	10番	又吉正弘
12番	大川昇	13番	伊佐真得	15番	又吉盛昌
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助	19番	武島行男
20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎		

3. 不応招議員は次のとおりである。

5番 石川真六 11番 石川繁 14番 仲村喜永

4. 出席議員は次のとおりである。

応招議員と同じである

5. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信	民生課長	当山全喜
財政課長	奥里将俊	経済課長	伊佐友誠	建設課長	島袋昌兼
水道課長	国吉真義	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城光雄 書記 照屋 毅・島袋 真由・知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第20. 諮問第4号, 宜野湾市納税奨励金交付規程について

議長～出席議員12名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前10時25分)

議長～日程第20、諮問第4号、宜野湾市納税奨励金交付規程についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので質疑を願います。

議長～質疑もないようではありますが、打切ることに御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する**討論**を求めます。

議長～**討論**省略の聲がございしますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～諮問第4号、宜野湾市納税奨励規程についてを表決に付します。
原案を可として答申することに御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので原案を可として答申することに決定いたします

議長～暫休憩いたします。(午前11時8分)

議長～再開いたします。(午後2時55分)

議長～全日程が全部終了しましたので、本日の会議はこども以つて終ることいたします。前明日は午前10時より再開いたします。
散会(午後3時)

議 長～出席議員12名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前10時25分)

議 長～日程第20. 諮問第4号、宜野湾市納税奨励金交付規程についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので質疑を願います。

議 長～質疑もないようではありますが、打切ることにより御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～本案に対する検討を求めます。

議 長～検討省略の声がございますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～諮問第4号、宜野湾市納税奨励規程についてを表決に付します。
原案を可として答申することに御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので原案を可として答申することに決定いたします

議 長～暫休憩いたします。(午前11時8分)

議 長～再開いたします。(午後2時55分)

議 長～全日程が全部終了しましたので、本日の会議はこども以つて終ることになります。尚明日は午前10時より再開いたします。
散会(午後3時)